



CONTENT

- 2 編集部への投稿
- 3 論説
- 3 Y01N が B82Y に
- 4 新しい European Patent Register をお試
しになりましたか？
- 4 分割出願の期限について
- 5 馴染みのある esp@cenet の「@」の廃止
- 5 OPS は RESTful インターフェースに
- 6 PATLIB 会議の新しい形
- 6 EPO 特許情報会議 2011: 予定を空けて
おいてください！
- 6 Patent Statistics for Decision Makers
2011
- 6 特許情報研修
- 7 データニュース
- 7 広報コーナー
- 8 数百万の日本の引用文献がデータベース
に追加
- 9 日本語文献の英語情報を入手するた
めのヒント
- 9 日本特許庁の新しいロゴ
- 10 アジアからのニュース
- 11 インド特許情報の検索のさらなる可能性
- 11 前号の記事
- 12 Other news



EPO と USPTO、分類システムの一元化に向けて協力

EPO と米国特許商標庁 (USPTO) は、
新たな共同特許分類 (Cooperative Patent Classification) の導入に合意しました。

一元化された新しい分類システムは、EPO と USPTO の共同管理の下、2012 年末に導入が予定されています。共同特許分類 (CPC) は、欧州特許分類 (ECLA) がベースになっていますが、USPTO の優れた分類プラクティスも取り入れています。CPC では、IPC よりも分類が細かくなっているため、特許検索がし易くなります。

特許サーチャーへのメリット
この新システムは、特許サーチャーの強い味方になりそうで

す。とりわけ、EPO と USPTO との間で、収録文献の分類方法の一貫性が高まるのが大きいでしょう。ECLA や CPC を既にご利用の皆様には特に、CPC は馴染み易いはずで

CPC は当初、ECLA の分類構造と内容に一对一で関連付けられる予定でしたが、現在の ECLA では、IPC の約 2 倍の数の下位分類を使用しています。つまり、技術分野が更に細かいカテゴリーに分かれており、各カテゴリーに含まれる文献の数が

が少なくなっています。ECLA の CPC への移行により、現時点で ECLA をご利用になっている特許サーチャーの皆様が、米国に加え、その後 CPC スキームの採用を決定する他国の特許庁の特許文献を検索し易くなります。EPO 内で使用している ICO コードを CPC スキームに取り入れる更なる改良も検討されており、これによって、検索プロセスが更に簡便になります。

フォーマットの面で異なるのは、ECLA 記号で「/」の後にくる文字が数字が変わるという1点だけです。例えば、H04L29/08A7 は、H04L29/0817 と表記されるようになります。

実施スケジュール

CPC の導入に際し、両特許庁は、新しい分類体系をサポートするためにシステムを変更する必要があります。ハードウェアのセットアップと並行して、分類基準を分野毎に更に検討する必要があります。この分類基準によって、審査官や分類担当者が、約 600 の技術分野にわたる CPC 分類において、いかに文献を分類するかが決まります。これらの作業は、CPC 実施の際の分類の一貫性維持や、USPTO の分類担当者の育成のサポートに役立つはずで

年末までの CPC 移行に向けて分類記号を定着させる目的で、2012 年の中頃から ECLA の使用を凍結します。以降の CPC スキームの改正は、USPTO との連携の下で行われます。

予定通りに計画が進めば、2012 年スタートの移行期間を経て、EPO と USPTO では 2013 年から全ての文献を CPC で分類するようになります。

改正に改正を重ねた結果

—IPC は簡略化に向かうのか？

2005 年に予定されていた改正 IPC の実施が、2006 年 1 月によりやく実施に漕ぎ着けました。PDG Working Group IMPACT は、その進歩を開発当初から見守り、継続的なフィードバックを特許庁に対して積極的に行ってきました。私達はその結果、2006 年と 2008 年には WIPO の会合に招待され、IPC の現状と将来的な課題についてプレゼンテーションすることができました。PDG IMPACT では特別委員会を設けて、改正 IPC に不足している点や改正 IPC の課題について審議しました。とはいえ、世界の主要な特許庁とのやりとりにおいて大切なのは、IPC ユーザーは特許庁のまったく外部の世界にいるということを確認することです。主要特許庁と WIPO との協議の末、PDG IMPACT からの幾つかの主要な提言が承認されました。

- アドバンスレベルの全ての属性を把握するのが難しいこと
- コアレベルは不要と思われること
- 改正周期が頻繁すぎて実用的ではないこと

PDG Working Group IMPACT は、分類スキームの統一の重要性を訴えました。なぜなら、ひとつの IPC 分類を全世界共通で利用できるなら、特許庁にもユーザーにも同じだけの利益があるに違いないからです！
したがって、最近のように、EPO と USPTO が新しい共同特許分類に関して合意に至ったことは、大きな前進です。私達は、このことがどの程度検索に役立つかを、これからも見守っていきたく思います。

IPC の最近の「改正に次ぐ改正」からもわかるように、PDG Working Group IMPACT が突き止めた課題は、現実問題として改正 IPC の障害となっています。これまでの経験と WIPO 視点での考察から、私達は明確な結論に至りました。EPO が主導する IP5 の「共通分類」プロジェクトと共同特許分類にはいずれも、ユーザーコミュニティからの情報提供が必要となるでしょう。PDG Working Group IMPACT は、この巨大プロジェクトを前進させる推進力と経験、所属メンバーの力を備えています。メインユーザーなくして、分類システムの機能の発展は望めません。勿論、プロバイダーが商業的に提供している有益な分類システムは色々ありますが、これらはあくまでも IPC を補完するもので、IPC に代わることはできません。

Peter Kallas
BASF SE 社、PDG Working Group IMPACT 代表



執筆者について

Peter Kallas 氏は、ドイツ・ルートウィヒスハーフェンに所在する BASF SE 社の化学工学情報部門主任で、PDG Working Group IMPACT の代表を勤めています。

PDG と IMPACT について

Patent Documentation Group (PDG : www.p-d-g.org) は、特許情報の効果的で効率的な活用を推進するべく、1957 年に創設されました。PDG は現在、39 の多国籍企業を擁しています。PDG は多くの作業部会 (working group) を設け、特許情報ソースのモニタリング、検証、比較を行っています。この作業部会である IMPACT は、特許情報分野における生データのクオリティ、有用性、信頼性、一貫性について、ユーザーの声をいち早く届ける役割を担っています。

EPO 次官、EU 特許を目指す

Vice-President for Legal and International Affair (渉外法務事務次官) に、特許情報の経験豊富な Raimund Lutz 氏が就任

Lutz 氏は、ドイツ連邦憲法裁判所、ドイツ特許商標庁での長年の経験、連邦裁判所長官、EPO 審議会のドイツ代表を経て、1 月のはじめに EPO での職務に就きました。特許情報の分野だけでなく、EPO が国同士を結び付け、特許システムの将来像を形にするためにも、EPO の主役として最高の存在です。

EU 特許は、Lutz 氏が次官として担う重要な任務のひとつといえるでしょう。特許情報分野では、最近、27 の EU 加盟国

のうち 25 の国が、これらの国家間で単一の特許を利用することに前向きな姿勢を示し、その準備が着々と進んでいます。滅多に適用されない EU 法の条項により、残り 2 つの国がこの構想に参画することは難しいと思われます。このことから、数年にわたり欧州特許の単一化を遅らせる原因となった障壁の多くが明るみになりましたが、もうひとつ、欧州立法の頭痛の種があります。それは、管轄区域の問題、つまり、単一の特許を利用する地域に跨る、ヨーロッパ全体

の裁判に通用する裁判所の設立の問題です。

かつては越えられないと思われた壁を私達が今まで乗り越えてきたように、Lutz 氏をはじめ、この問題に取り組む全ての人の力によって、裁判に関する課題解決の糸口が見つかり、本当の意味での欧州特許実施への道筋が開けると、私は信じています。



Richard Flammer,
Principal Director Patent Information

Richard Flammer
特許情報主席部長

ナノテクノロジー

Y01N が B82Y に

今後、ナノテクノロジー分野の分類は、世界中の特許庁が国際特許分類 (IPC) システムに基づいて行います。それに先駆け、ナノテクノロジー関連の特許出願について EPO が使用していた Y01N を基に、2011 年 1 月 1 日から新区分 B82Y が IPC に導入されます。

ナノテクノロジーは重要な技術分野ですが、この新区分 B82Y があれば、関連の特許文献を検索し易くなります。IPC と ECLA (欧州区分) のいずれも、この区分を既に導入しています。ECLA に関して言えば、EPO のデータベースでは、2011 年以前に公開されたナノテクノロジー関連の文献を全て、Y01N から B82Y に移行しました。

B82Y5	=Y01N2	ナノバイオテクノロジー又はナノ医薬
B82Y10	=Y01N4	情報処理、情報格納、情報伝達用途のナノテクノロジー
B82Y15	=Y01N8	相互作用、センシング、駆動用途のナノテクノロジー
B82Y20	=Y01N10	光学用途のナノテクノロジー
B82Y25	=Y01N12	ナノ磁性
B82Y30	=Y01N6	材料科学、表面科学用途のナノテクノロジー
B82Y35	(new)	ナノ構造体の計測又は解析用途の方法又は装置
B82Y40	(new)	ナノ構造体の製造又は処理

上記の表では、Y01N と B82Y の対応を示しています。

Espacenet をはじめとする特許情報製品では、これまで通り、ナノテクノロジー関連の発明の情報を検索できますが、これらの特許データベースの「ECLA (欧州区分)」で検索する場合は、Y01N 区分を対応する B82Y 区分に置き換える必要があります (表を参照)。従来の Y01N 区分にはない、

B82Y35 と B82Y40 の区分での検索が新たにできるようになりました。

「IPC」検索で「B82Y」の付く区分の文献を検索するときは、IPC 区分と同様の検索ができます。

気候緩和技術に関する文献の検索に使用する、ECLA の「Y02」タグに変更はありません

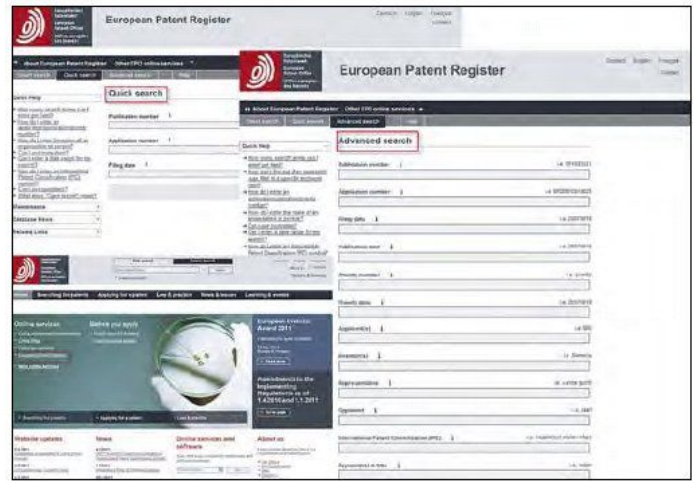
新しい European Patent Register をお試しになりましたか？

EPO のオンライン製品とサービスを統合する主な取り組みとして、Register Plus が European Patent Register に生まれ変わりました。サービスの名前だけではなく、全体的な公式 Web イメージに併せて、見た目も使い心地も新しくなりました。表面的なものではない、本格的なリニューアルです。また、ユーザーの皆様との協議を通して、使い易さ、人間工学的な側面、ナビゲーションを改良しました。

European Patent Register には、Espacenet で使える機能を組み込みました。「Quick Search」のオプションが使えるようになったことに加え、「Advanced Search」のマスクでは、以前のドロップダウンメニューに代わって入力フォームが新しくなりました。

新しくなった European Patent Register を、ご自身の目でぜひお確かめください。
ご利用後の感想をお待ちしております (opus@epo.org)。

新しくなった European Patent Register へは、
www.epo.org/register からアクセスできます



分割出願の期限について

European Patent Register に新情報追加

2011 年 4 月から、European Patent Register では新たに、分割出願期限の超過がわかる情報を利用できるようになります。

改正 EPC 規則 36(1)のリマインダー

2010 年 4 月 1 日から実施の改正 EPC 規則 36(1)a では、分割出願を行う場合の規則が追加されています。

現在、分割出願が可能なのは：

- 親出願が係属中の間
- 且つ、親出願の審査に関する通知書の発送日から起算して 24 ヶ月以内 (2010 年 4 月 1 日から新たに追加された要件)¹とされています。

分割出願期限までの 24 ヶ月の起算日は、下記のいずれが後にかかわらず、

- 親出願の最初の審査書類の発送日
 - 又は、親出願の主題の単一性審査に関する最初の通知書の発送日
- です。

European Patent Register の新着情報

上記の新規則に関して、36(1)a に基づく最初の通知日を EPO からわかりやすく示してほしいとのご要望を、ユーザーの皆様から頂いておりました。そこで、EPO 長官は、2010 年 12 月 9 日、European Patent Register の変更に踏み切りました。この変更の結果、European Patent Register の「Divisional application(s)」のセクションを見ると、次のような記載があります：

「通知書が発行された最先の出願 (最先の出願の出願番号) に対する、審査部からの最初の通知日は (日付) です。」

新しいレイアウトでは、例えば以下のように記載されます：

分割出願	EP20040000528 / EP1424792 ↻
	EP20040000531 / EP1424793 ↻
	通知書が発行された最先の出願 (EP20030000263) に対する、審査部からの最初の通知日は 2001 年 7 月 9 日です

また、European Patent Register の「Examination procedure」も変更になっています。European Patent Register では、審査部からの通常の通知書と「補正根拠の明示を求める召喚状」とを区別しています。Rule 36(1)a の目的において、「補正根拠の明示を求める召喚状」の発送日を適用することはありません。

審査経過	
30/10/2001	審査部からの通知書の発送日 (期限: M04)
31/10/2001	補正根拠の明示を求める召喚状 (期限: M04)

これらの変更により、EPC 規則 36(1)a に基づく分割出願期限を計算する際に、注意すべき日付を把握し易くなります。

¹ Patent Information News 2/2010 (2010 年 6 月号) 4~6 頁、EPO からのお知らせ: 2009 年 8 月 20 日付(OJ EPO 2009, 481)、2009 年 10 月 26 日付(OJ EPO 2009, 601)、2010 年 6 月 29 日付(OJ EPO 2010, 406)

馴染みのある esp@cenet の「@」の廃止

Espacenet

1998 年以來、EPO のデータベースの名称は esp@cenet と書かれてきました。当時、私たちは、名称の真ん中に普通の「a」を書くよりも「@」を書く方がおしゃれて格好いいと考えていました。しかし、2011 年には、この書式はややレトロなものになりました。さらに、@の記号はワープロ、テキスト・エディタ、コンテンツに関するシステムでは問題が生じる可能性があります。e-mail のリンクとして認識されて esp@cenet に勝手に変換されてしまうのです。

さらに、esp@cenet (おっと、ここでもまたハイパーリンクが自

動的についてしまいました)をどのように発音していいかわからない人もいます。数年前、有名な国際情報産業フェアにて、esp@cenet (おっと、また)が「ベストオンライン公共情報サービス」の部門でミネートされました。オンライン医学辞典とオンライン医療全書との対決でした。(ちょっとしたオスカー賞のような)華やかな賞の夕食会で、英語の文法や発音に卓越していると評判の、有名なイギリス人のニュースキャスターに候補者らの名前が読み上げられました。「我々の」部門になると、その有名な評判の高いニュースキャスターは、朗々とこう始めました。「ベストオンライン公共情報サービスの候補者は、The Hypochondriacs' Online Medical Dictionary (拍手)、

The Valetudenarian's Health Care Directory (拍手)…」

次は私たちです。緊張して息をのみ、ドキドキしていました。

「そして…」
彼は厳かに続けました。
「E-S-P at See - net です」

えっ???

ニュースキャスターは、「ESP」やら「See net」やら、どこかの古い師のホームページでもあるかのように発音しました。(超能力を持つ人がどうして Website を必要とするでしょうか?彼らにはそんなものなくても分かりますよ!)

今では、我々の特許情報製品とサービスは全て EPO のホ

ームページからアクセスできません。全体的に新しいウェブのイメージに合った、新しい雰囲気になっています。表面的な変化だけではなく、現在の設計基準を用いて、ユーザーコミュニティと相談した上で、配置、使いやすさ、エルゴノミクス、ナビゲーションも改良しています。esp@cenet (最後までワープロはハイパーリンクをつけてくれました)にもメッセージがありました。現在は「Espacenet 一特許調査」となりました。まだ利用したことのない方は、下記のサイトでお試ください。<http://worldwide.espacenet.com>

ちなみに、ご興味がおありかわかりませんが、賞を獲得したのは医学辞典の方でした。

OPS は RESTful インターフェースに

オープンパテントサービス(OPS)は、Espacenet と同じデータを使用するコンピュータ間コミュニケーションに特に適しているウェブサービスです。OPS は無料で、EPOの公正な利用規定の制限内で、毎日 24 時間利用可能です。

2003 年の開始以来、OPS は SOAPWeb サービス・プロトコルを使用してきました。信頼性があり業界基準となっていますが、SOAP の利用方法は複雑です。そこで、SOAP の代わりに、RESTful ウェブサービスが有効で魅力あるものになっています。「REST」は、Representational State Transfer の略語で、World Wide Web で使用されるアーキテクチャスタイルです。

EPO は、2011 年 3 月に開始した全面的に REST に基づいたサービスとして、OPS (バージョン 2.6.2)の最新版を提供しています。REST アーキテクチャは、ユーザ

とプロバイダの両者にとってメリットがあります。REST は、SOAP よりも簡単に使用できるので、クライアントは簡単に取り込むことができ、Web 2.0テクノロジーのサポートが簡単になります。

RESTful インターフェースと並行して、既存のサービスはかつての SOAP プロトコルもサポートし続けますが、これから出てくる新しいサービスに関してはそうはいきません。

OPS の RESTful で直ちに利用できる新しいサービスは、下記の 2 つです。

—ECLA:European classification descriptions (欧州特許分類)
—European Patent Register data in XML (XML の欧州特許登録データ)

ECLA

欧州特許分類 (ECLA) の方法は、EPO が使用する IPC の機能を拡張したものです。ECLA に登録

されている分類は、約 135,000 種類あります。新しい OPS のサービスは、細かくいくつかに分類された ECLA の分類情報 (つまり、クラス、サブクラス、グループなど)を検索します。

XML の欧州特許登録データ

European Patent Register (欧州特許登録)は、EPO が特許付与手続きを通過したと指定する公開された欧州特許出願や国際 PCT 出願に関する、一般に入手できる全ての情報を EPO が保存する場所です。

新しい OPS サービスは以下のようなものです。

—登録検索: 公開番号または出願番号を使用して、European Patent Register で利用可能な書誌事項や経過情報を検索できます。
—登録調査: オンラインの European Patent Register サービスで利用可能なものと同じ入力/出力フォーマットおよび

ンテキスト・クエリ言語 (CQL) 識別子を使用して、www.epo.org/register で調査できます。1 回の検索につき、25 の文献が出てきます。該当リストには、各文献の主な書誌事項が表示されます。

XML の登録データ上の技術文書は、下記で入手可能です。www.epo.org/searching/free/register/documentat ion.html

OPS での全文書は、下記で検索できます。www.epo.org/searching/free/ops.html

また、OPS 電子会議室を利用して、質問やコメントを書き込み、他の OPS ユーザーと知識や経験を共有することもできます。電子会議室は下記からアクセスできます。<http://forums.epo.org/open-patent-services-and-publication-service-web-service/>

PATLIB 会議の新しい形

欧州の特許情報（「PATLIB」）センターに勤めている方に関する記事です。皆さんからのフィードバックによって、毎年の PATLIB 会議の形式が新しくなります。

PATLIB 2011 : 「学習イベント」

皆さんは、多くの分科会セッションや実地研修を必要としており、より広い範囲の知的所有権や特許政策に関する情報を求めています。「PATLIB 2011 : 学習イベント」というスローガンのもと、PATLIB 2011 は「ツール」「知的財産状況」「特許手続き」という 3 つのメインテーマに焦点を合わせました。

実際に役立つプレゼンテーションと多くの実地研修から選ぶことができます。PATLIB 2011 はハーグの EPO で行われるので、EPO を訪れることもできます。

PATLIB 2012 : 「ネットワーク作り」

皆さんは、完成プロジェクトと実際の経験に着目した、特許情報センターによるプレゼンテーションに興味を示していました。これは、来年の PATLIB 2012 で中心となるプレゼンテーションです。

2 年サイクル

2012 年から 2 年ごとに、ネットワーク作りとして、PATLIB 会議「as we know it」が、別の EPO 加盟国で開催されます。2011 年以降 1 年おき（2013 年、2015 年…）に、EPO で学習イベントが開催されます。

多くの方が PATLIB 2011 の学習イベントに出席し、2011 年 5 月 23 日～25 日にハーグでお会いできるのを楽しみにしています。

www.epo.org/patlib
Patlib_Team@epo.org

EPO 特許情報会議 2011 : 予定を空けておいてください！



キルケニーの Lyrath Estate Hotel と
コンベンションセンター

EPO 特許情報会議 2011 は、2011 年 10 月 18～20 日に、アイルランドのキルケニーで開かれます。それに先立ち、予備会議と研修を 10 月 17 日に行います。

プログラムの全工程については、6 月初めに EPO のホームページで発表します。発表時に見逃さないよう、ホームページでメールアドレスを登録しておいてください。

www.epo.org/pi-conference

Patent Statistics for Decision Makers 2011

今年の Patent Statistics for Decision Makers 会議の主催は米国特許商標庁で、会議は 2011 年 11 月 15～17 日にアメリカ、バージニア州のアレクサンドリアで行われます。

会議に関する新しい情報が発表された時にお知らせを受け取りたい方は、下記で登録できます。

www.epo.org/learning-events/events/conferences/patstat.html

特許情報研修

2011 年に 6 つの EPO 特許情報セミナーがウィーンで行われることが予定されており、登録受け付け中です。

詳細および登録フォームについては、カレンダーで検索できます。
(www.epo.org/learning-events/events/search.html)

セミナーページのトップには、オンラインイベントの全カレンダーがあり、動向に関する最新の情報を知りたい方や、新しい特許情報の技術や知識を習得したい方は誰でも利用できます。

好評の月刊 30 分オンライン特許情報ニュース速報は、2011 年も継続します。無料で、下記から登録できます。

www.epo.org/learning-events/events/search.html

完全に新しいコースを含む、特定の主題に関する様々なオンラインセミナーもあります。今年はさらにセミナーを追加する予定です。詳細については、カレンダーで、真ん中のフィールドの「オンライン研修」を選択して検索できます。

ご質問は、
pittraining@epo.org までご連絡ください。

EPO 特許情報 ウィーンでのクラスルームセミナー2011

PI 01-2011	第 17 回 EPO 特許情報初心者向けセミナー (EPIBS)
PI 02-2011	IP スコアを用いた特許ポートフォリオの管理
PI 03-2011	第 18 回 EPO 特許情報初心者向けセミナー (EPIBS)
PI 04-2011	IP スコアを用いた特許ポートフォリオの管理
PI 05-2011	第 5 回 EPO 特許情報上級者向けセミナー
PI 06-2011	特許分析

特許情報研修に関するお知らせを受け取りたい方は、下記のオンラインフォームを使用して E メールを登録してください。

<https://secure.epo.org/patents/email/pi-training/index.en.php>

Data news

Patent Information News の今後の連載記事であるこの記事では、読者の皆さんに、EPO のデータベースの改変について概要をご説明します。目的は、特許調査員に、関連ある動向について最新の情報をお伝えすることです。

リーガルステータスデータ

コロンビア、スロバキア、エストニアの新しいリーガルステータスデータ

コロンビア (CO)—現在、リーガルステータスデータベースと Espacenet には、コロンビアの情報も対象として含まれています。コロンビアの情報は、2003 年以降の登録が含まれています。公開される経過情報とそのコードは、以下の通りです。

- CO FA — 出願取消
- CO FC — 出願拒絶
- CO FD — 出願無効
- CO FG — 出願登録

スロバキア (SK)—

現在、リーガルステータスデータベースと Espacenet で、2010 年 1 月以降のスロバキアのリーガルステータスが入手可能です。

エストニア (EE)—

2010 年の終わり頃、EPO は、既

存のデータに加えて、エストニアのバックファイルデータのリーガルステータスをさらに読み込みました。バックファイルは、現在 2003 年まで遡っています。

米国データのニュース

米国特許譲渡情報—

技術的な問題により、EPO は、しばらくの間、米国特許譲渡情報のやり取りを一時中止しなければなりません。しかし、この問題を引き起こす原因は現在解決しており、2011 年 2 月の初めに通常の状態に戻りました。

米国のリーガルステータスコードの解説—

EPO は、リーガルステータスデータベースと Espacenet で使用されているコードに関する詳細な背景情報を説明するコードシートの作成に取り組んできました。米国の 41 のリーガルステータスコードシートのバッチ処理は、ほとんどが再審査の案件を取り扱っており、下記の EPO のホームページから利用できます。

www.epo.org/searching/essential/data/tables.usa.html

米国のコードシートは、米国特許手続きの概要を説明することで集められます。オーストラリアとニュ

ージーランドのコードシートも利用することができ、EPO は、対象国を広げていこうとしています。

中国のデータ

中国特許譲渡情報—

昨年 10 月、中国の特許譲渡情報のコレクションを拡大でき、1995 年～2008 年までの情報が含まれるようになりました。これまでは、1985 年～1990 年のデータのみが対象でした。1991 年～1994 年までの残りの期間は、データを入手でき次第すぐに拡充します。

中国の書誌事項データ—2010

年 8 月以降、EPO は、中国のプロントファイルの書誌事項データを定期的に更新した最新版を受け取っています。

全文データ

XML の国際特許 (WO) データ

EPO は、XML のフォーマットで PCT 国際出願の全文を収録する新しい製品を発表する予定です。これは、既存の WO 全文データベースに代わるものになりますが、WO 全文データベースは、EPOQUE の全文データベースからデータを取り、XML タギング機能はなく、多かれ少なかれテキス

トの「blob (binary large object)」となるようなものでした。

改良した製品は、XML フォーマットで WIPO ST.36 に完全に準拠しており、つまり、内容とフォーマットに関して、原データをたくさん保有しているという意味です。

EPO は、商業部門が新しいフォーマットを活用して、改良した検索やデータマイニングを提供できるようになることを望んでいます。即座の変更はないですが、PCT データのユーザーは、OPS と Espacenet で気付くでしょう。

技術的な詳細については、下記の EPO ホームページの生データのニュース速報をご覧ください。

www.epo.org/searching/essential/data/updates.html さい

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2011年1月～3月

	2011年の週平均	2011年1～3月の合計	2010年からの変化
EP-A公報			
EP-A1	1,005	13,067	16.9%
EP-A2	514	6,680	49.2%
EP-A1 + A2の合計	1,519	19,747	26.1%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	66.2%		-7.3%
EP-A3	349	4,533	8.3%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1123	14,603	0.8%

数百万の日本の引用文献がデータベースに追加

2011 年は、日本の引用文献に関心がある人にとって良いスタートとなりました。

2 月の第 1 週目の週末、日本の特許と実用新案（1972 年～1997 年）から数百万の引用文献が、Espacenet、GPI、DOCDB の生データ製品のデータに追加されました。

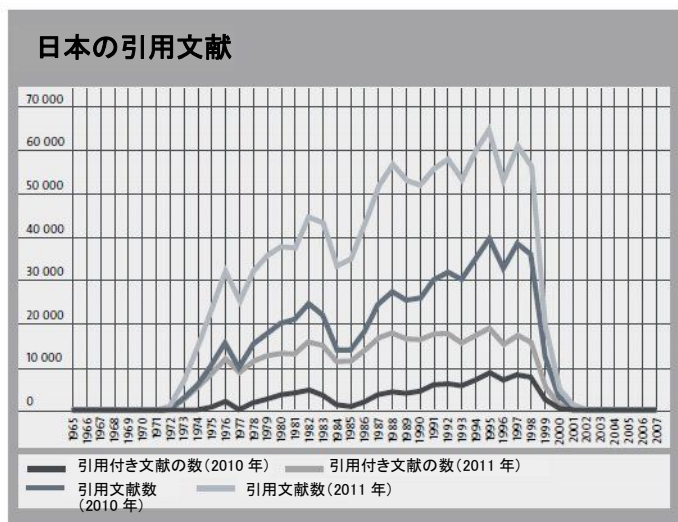
これは、多くのユーザーにとって最高のニュースとなりました。ヨーロッパの特許情報の専門家たちは、例えば、英語の文献の調査で十分な結果を得られなかったときなど、日本語のデータを徹底的に調査しなければならないことがあります。しかし、日本語が分からないと、理解するには限界があります。日本語の調査結果を利用できるということは、ヨーロッパのユーザーが、日本語を話せる当業者が探し出した、特定の特許出願に関連する文献を入手できるということです。

背景

特許性調査は、日本の特許手続きにおいて一般的ですが、日本特許庁は調査報告書をほとんど公表していません。しかし、審査済みの特許および実用新案、あるいは付与された特許および実用新案の最初のページに、引用文献を一覧表示します（B および Y の文献）。公開された出願（A および U の文献）には、引用文献の情報がありません。

EPO は、JPO の支援を受けて、日本の書誌事項のデータと引用文献のコレクションを完全なものにしようと取り組んでいます。日本の番号形式は複雑なため、この過程において多くの問題がありましたが、フロントファイルの新しいデータフローを作成するのに必要な作業は、順調に進んでいます。

現在、260 万以上の日本の公報で、合計 530 万以上の引用文献を閲覧できます。この効果はグラフから明らかで、このグラフは、2010 年末時点での引用文献データを含む EPO のデータベースの日本の文献の数と、2011 年 1 月の数と比較したものです。このグラフはまた、同様の期間の、EPO のデータベースで閲覧できる日本の公報の引用文献の総数も示しています。



良好な協力関係

EPO、日本、アメリカの三極間協力の一環として、JPO との合意により、EPO は現在、Espacenet、GPI、DOCDB のデータベースに日本の引用文献を収録することができるようになりました。これらの引用文献は、出願手続中に引用された文献に関連し、拒絶された出願や出願公開後に下げられた、包袋により入手可能な引用文献も含まれます。EPO のデータベースにおいては、引用文献の全てを、最初に発行された公報にリンクさせています。そのため、引用文献のデータは、ほとんどの場合、日本の A または U の文献において保持されているように、ユーザーには思えることでしょう。早期に特許され、若しくは登録された実用新案については、最初の公報が特許（登録実用新案）掲載公報になり、A または U の公開公報ではありません。このような場合、引用文献は、データベース上では特許または登録実用新案（B または Y の文献）よりみることが出来ます。

日本の引用文献について

- 日本での調査と審査は、JPO が審査請求を受理するまで行われません。出願人または第三者は、特許の出願日から 3 年以内に審査請求書を提出しなければなりません。
 - 審査請求がない場合、調査は行われず、引用文献も利用できません。
 - JPO は、特許調査の一部を、指定した外部の調査機関に委託しています。JPO の審査官は、外部の調査機関から提示された引用文献を使用するかどうかについて、案件ごとに決定しています。
 - 日本の特許公報の最初のページには、引用文献が含まれています（INID コード 56）。
 - EPO とは異なり、JPO は調査報告書を公開しません。しかし、出願人とのやりとりの中で、出願を拒絶した理由として審査官が使用した引用文献を記載します（JPO の特許電子図書館（IPDL）の出願検索サービス（日本語のみ）で公開されています）。
 - 審査官が使用した引用文献および外部の調査機関によって提示された引用文献についても、IPDL で閲覧できます（経過情報の一部、日本語のみ）。
- JPO の IPDL は、下記のアドレスからアクセスできます（日本語）。
- www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl

日本語の文献の英語情報を入手するためのヒント

現在、Espacenet では 530 万件の日本の引用文献を入手可能ですが、西側のユーザーは、どのようにしたら有力な日本の引用文献を見つけられるか、日々悩んでいるところです。ここでは、英語で日本文献の情報を上手に入手するヒントをご紹介します。

英語の要約を見つける

日本の引用文献に付加された情報が Espacenet で利用可能かどうかを確認するのが、まず最初のステップです。英語での書誌事項と要約がある場合、引用文献の番号をクリックすると、これらが記載されたページが開きます。ただし、引用文献が実用新案の場合、英語での情報は殆どありません。日本特許庁 (JPO) から提供されている「Patent Abstracts of Japan (PAJ: 公開特許英文抄録)」は、特許出願しか対象としていないからです。日本の実用新案が日本以外の国でパテント・ファミリーを持たない場合、通常、Espacenet では英語の名称さえ提供できません。

パテント・ファミリー情報を確認する

もう一つのよい探し方としては、INPADOC パテント・ファミリーから英語または他のヨーロッパ言語で記載されたファミリー特許 (関連文献) を検索することです。英語で記載されたファミリー特許は、請求項の表現や範囲が日本語で記載されたものと異なる場合もありますが、ファミリー特許の英語で記載された明細書を読めば、日本語で記載された特許の関連性について有効な手がかりを与えてくれることが多いでしょう。

日本語からの機械翻訳

英語の要約が入手できなかつたり、入手できても不十分な場合、英語で記載された対応特許もない場合は、日本語文献を機械翻訳によって英訳することも試してみる価値があるでしょう。JPO は特許電子図書館 (IPDL) で、無料の機械翻訳ツールを提供しています。IPDL では、1993 年以降の日本の特許と実用新案の公開公報の機械翻訳を提供しています。機械翻訳の文章は 100% 正確ではないものの、日本語文献の関連性を把握し、マニュアル翻訳をすべきかどうかの決定をする際の助けになることでしよう。

JPO の IPDL は、www.ipdl.inpit.go.jp/homepg_e.ipdl からアクセス可能です。

機械翻訳で英語に翻訳された文献を IPDL で検索する手順を説明したガイドが、EPO の Asian patent information webpages (www.epo.org/searching/asian/japan.html) に掲載されています。

マニュアル翻訳の依頼

重要な案件において、日本語で記載された文献の正確な内容を把握しなくてはならない場合、費用と時間は掛かりますが、マニュアル翻訳が必要となるでしょう。EPO が行っているマニュアル翻訳に対する支援についての詳細な説明が、www.epo.org/searching/asian/translation.html に掲載されています。

1) PAJ の英語で記載された要約の作成は 1976 年に開始しました。1976 年から 1989 年まで、この要約は、主要な IPC クラスに属する特許出願のみに添付されていたので、古い特許出願の一部には添付されておられません。

日本特許庁の新しいロゴ



特許制度 125 周年を記念して日本特許庁 (JPO) がロゴを作成しました。

新しいロゴが意図するものについて、デュッセルドルフで勤務する日本貿易振興機構 (JETRO) の知的財産権部門の担当者の方から以下

のような説明を頂きました。ロゴの主要なモチーフは、Japan Patent Office の頭文字に基づいており、親しみやすさと信頼感を表しています。「J」は人をシンボル化しており、利用者の言葉に耳を傾け、利用者の要求を満たす高品質のサービスを提供しようとする JPO の姿勢を表しています。「ジャンプする人」のようにも見える「J」の丸みをおびた形は、知的財産の課題に取り組み、次の世代へと目を向け、飛躍しようとする JPO の心構えを表しています。青い楕円は、知性と世界規模の知的財産制度の構築をシンボル化したものであり、JPO が、知的財産施策を迅速かつ的確に実施する姿勢を表しています。

日本の特許システムは、産業の近代化の真只中の 1885 年に制定されました。初代特許庁長官は、ヨーロッパで知的財



最初の日本特許庁の建物



高橋是清 (初代日本特許庁長官)

産権制度を学び、特許法の制定を強く主張した高橋是清が務めました。彼はその後、1921 年に第 20 代内閣総理大臣にも就任しました。

125 周年記念事業の一つとして、JPO のウェブサイト (www.jpo.go.jp) に、「現代の発明家から未来の発明家へのリレーメッセージ」が加わりました。ここでは、第一線で活躍されている研究者と発明者が若い世代へ向けて、発明の喜びを見出したときの経験をメッセージとして伝えています。

1) JETRO は日本政府機関であり、56 カ国に 108 の事務所を有し、それらを通じて世界規模の貿易と投資を促進することを目的としています。

アジアからのニュース

中国国家知識産権局 (SIPO) の特許審査基準 2006-2010 の比較分析

EU-中国 IPR2プロジェクトは、中国特許法の 2009 年の改正に伴って改正されて 2010 年 2 月 1 日に施行された SIPO の特許審査基準を比較分析したものを公開しました。この比較分析は、改正された特許審査基準の条項を英語と中国語の両方で紹介し、2006 年以降の改正について比較検討を行っています。

この分析は、www.ipr2.org/patentlaw の IPR2 のウェブサイトから PDF で無料でダウンロードできます。

TWPAT データベースへの英語情報のアップロードにかかるタイムラグの短縮

台湾特許庁 (TIPO) によると、無料の TWPAT データベースへの英語情報のアップロードに掛かるタイムラグが 3 ヶ月に短縮されました。このデータベースは、台湾の特許、実用新案および意匠のデータベースであり、毎月更新されています。TWPAT データベースには、<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwo/tipotwekm> からアクセスできます。

インド商標データベースが一般に公開されました。

現在、インド特許庁 (IPO) は、IPO のウェブサイトの「Gateway」セクションを通じて、無料の商標検索を提供しています (<http://ipindia.nic.in/> で、「Public Search Trademark」をクリックしてください)。この件に関する IPO 長官の声明文が、IPO のウェブサイトの「ニュース」で公開されています。

韓国は、ロカルノ協定とウィーン協定への加盟を 2011 年 4 月に予定しています。

WIPO は、ロカルノ協定とウィーン



<http://ipindia.nic.in/>

協定が、2011 年 4 月 17 日に韓国国内で発効することを発表しました。産業意匠の国際分類を制定するロカルノ協定は、1968 年に調印され、現在の締約国は 52 国です。ウィーン協定は、標章の図形要素の分類を制定しており、この分類は、図形要素を形状に基づいて分類しており、大分類、中分類、小分類のような階層構造を有します。ウィーン協定は 1973 年に調印され、現在の締約国は 29 国です。

この件とその他の国際協定に関する WIPO の発表と情報は、www.wipo.int/treaties/en/ で提供されています。

インドは特許規則の改正を予定しています。

インド商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) は、インド特許規則 (Patents Rules of 2003) の計画的改正に関する省令を発行しました。特に注目すべき改正は、デリーのインド特許庁が、PCT 国際出願に係るインド国際調査機関 (ISA) とインド国際予備審査機関 (IPEA) として機能することになったことです。国際調査と国際予備審査の手続き、期限および料金に関する新しい規則も追加されました。

この改正インド特許規則 2010 の

案文に関する省令は、<http://ipindia.nic.in/> の IPO ウェブサイトの「News」セクションで公開されています。

この規則の案文は、http://dipp.nic.in/notice/Notification_23December2010.pdf から PDF でダウンロードできます。

CNIPR の新しい中国語インターフェース

2010 年 12 月 27 日に、SIPO は、China Intellectual Property Net (CNIPR: 中国知的財産データベース) の新しい中国語インターフェースを正式に開始しました。古い中国語インターフェースが、試行版と並行して数カ月間使用されてきましたが、現在、オンライン上からなくなり、代わりに、この新しい CNIPR が、中国と世界の特許文献の検索を提供します。文献、引用文献および法的状況情報の検索のような多数の機能が、無料で利用可能です。ただし、更に高い機能の使用には使用料が必要となります。CNIPR は、www.cnipr.com.cn/ から利用できます。

EPO は、CNIPR を用いた検索の手順に関するガイドを更新したので、このガイドは、新しいインターフェースの機能のガイドも含むようになります。このガイドや、その他のアジアのデータベースを用いた検索の手順に関するガイ

ドは、www.epo.org/asia の「Asian patent information pages」の「Virtual helpdesk」の「Searching in databases」で提供されています。

台湾商標

2011 年 2 月 1 日に施行された台湾特許庁 (TIPO) の商標料金に関する規則の改正により、多くの料金に対して減額と返還が行われることになりました。例えば、TIPO の電子出願システム (TIPONet) を用いて出願する場合、その出願料金は、出願 1 件毎に NT \$ 300 になりました。

また、台湾商標法改正の案文は、ライセンス、共同所有、侵害および法の実施手続きに関する規定の追加とともに、商標保護の対象の範囲の拡大を含んでいます。

これらの詳細は、www.tipo.gov.tw/en/index.aspx の TIPO の英語ウェブサイトの「News」セクションをご覧ください。商標料金に関する規則の英訳は、このウェブサイトの「Laws & Regulations」セクションの「Trademarks」にあります。

2011 年 1 月 1 日に、TIPO は、中国語のオンライン商標データベース (http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/index.jsp) のデザインを変更しました。これによって、TIPO の商標審査官が使うものと同じ検索機能が追加されました。このデータベースの英語版は、http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DRE/BasicIPO.html からアクセスして、英語の商標名、番号、日付および特許分類を用いた基礎検索が可能です。

アジアのこの他のニュースは、www.epo.org/asia の EPO のウェブサイトの「Updates」セクションをご覧ください。

インド特許情報の検索のさらなる可能性

CIPIS: Clairvortex 知的財産情報システム (Clairvortex Intellectual Property Information System)の紹介

ここ数年、インドは世界の特許情報ユーザの注目を集めてきましたが、過去の注目の的は、インド特許データをどのように入手するのかということでした。インド特許庁 (IPO) は、特許情報のデジタル化に努力し、無料の Indian Patent Information Retrieval System (iPairs: インド特許情報検索システム)ポータルサイトの開始は、ユーザの基本的な情報ニーズを十分に満たすものでした。しかし、更に高度なニーズを満たすには、他のインド特許データサービス提供会社に期待せざるを得ないでしょう。

Clairvortex Intellectual Property Information System (CIPIS: Clairvortex 知的財産情報システム)は、使いやすくプロ向けのインド知的財産情報の統合検索の提供を目的として、Clairvortex Knowledge Processes Pvt. Ltd によって開発されました。CIPIS は、インドの特許、意匠および商標の



検索が可能です。特許および意匠は 1971 年以降のデータを含んでいます。商標のデータは作成中で、1941 年以降のデータ提供を予定しています。CIPIS は毎週更新されており、Clairvortex 社は、品質コントロールチェックによってデータが正確で完全であることを強調しています。

検索インターフェースには、「Quick Search」(単一検索フィールド)、「Advanced Search」(ブール演算子の OR、AND、NOT を用いて結合可能である様々な検索フィールド)、「Expert Search」(コマンドラインを入力して、複合検

索式を作成する)の3つが用意されています。検索項目は、出願人、発明者、出願国、番号、日付、発明の名称と要約中のキーワードおよび、特許分類 (IPC とインドの特許分類) があります。

現在、CIPIS の基本的な検索は無料ですが、詳細な検索結果の表示や、高度な機能 (全文のダウンロード、ウォッチング、法的状況の更新、包袋の注文など) の使用には有料のパスワードが必要です。

CIPIS には、検索結果を所定のパラメータ (出願人の上位 10 名、

IPC の上位 10 クラス、特許数と出願年の比) を用いてグラフ化する基礎的な解析ツールもあります。

CIPIS は、<http://cipis.clairvortex.com> からご利用できます。

詳細については、vedant@clairvortex.com までご連絡ください。

Clairvortex は、アジアの特許情報提供会社の一つであり、2011 年 4 月 14、15 日にウィーンで開催された「East meets West」フォーラムのポスターセッションに出展しました。このイベントのプログラムは、<http://www.epo.org/learning-events/events/conferences.html> で閲覧できます。

RETROSPECTIVE

前号の記事

特許情報ニュースの旧号は、我々のウェブサイトでのみ公開されており、紙媒体では提供されておられません。4/2010 号を見逃した方のため、同号の重要な記事のいくつかを以下に紹介します (www.epo.org/service-support/publications/patent-information/news/2010.html でも閲覧できます)。

機械翻訳の最重要課題

EPO 締約国の言語用の特許専用機械翻訳サービスの開発を促進することが、2010 年 10 月に EPO の管理理事会と欧州委員会によって承認されました。EPO 長

官である Benoît Battistelli 氏は、「機械翻訳に関する問題を解決し、技術的に知識のある人なら誰でも出身国や専門分野に関わらず特許文献を読めるようにする必要があります。」と述べました。

EPO が新製品を提供します。

EPO の新しい Patent information services for experts が提供する専門家向けの検索機能によって、ユーザは、複雑な検索の実行、検索結果の表示、ダウンロード、印刷および統計資料を用いて検索結果を視覚化するための図表の作成が可能となります。

特許専門家向けのウェブサイト

2011 年上半に、Espacenet、European Patent Register、EPO のオンラインサービスウェブサイトおよび主要な EPO のウェブサイトの大きな変更が予定されています。本記事は、(現在進行中である)この変更と共に、EPO が、「ビジネスを最優先する」というコンセプトを大切にしながら、どのようにウェブサイトを設計しているのかをお伝えします。

EPO の刊行物

2010 年には、European Patent Convention (欧州特許条約) のような重要な刊行物の改訂版が

EPO より刊行されました。本記事は、特許実務家に評判の高い主な刊行物を簡単に紹介しています。

ECLA への変更の新しい月次報告

欧州特許分類 (ECLA) システムは、科学技術の変化に対応するように頻りに改正されています。11 月以降、EPO は、分類番号に対して最近行われた全ての変更に関するリストを掲載する月次報告を刊行しています。これによって、検索者は、検索方法の変更に対応することができます。

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談
Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報
Tel.: +43 1 52126 4545,
Fax: +43 1 52126 4197,
e-mail: asiainfo@epo.org

研修
Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

カスタマーサービスセンター
Tel.: +43 1 52126 4547
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: csc@epo.org

定期購読
Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: csc@epo.org

オペレータ通話
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ルーマニアの公開サーバ

2011年2月の初めから、ルーマニア特許庁は、自身の新しい公開サーバを使用しており、利用者に特許文献情報をオンラインで提供しています。

EPO は、EPO 自身が数年前に採用した公開技術を他国の特許庁に提供しており、ルーマニアの公開サーバは、他国の特許庁がEPOの公開技術を利用した最新の事例です。EPO のこの方針によって、他国の特許庁がシステムを開発する必要がなくなるのと同時に、世界中の特許データが一つのフォーマットで利用可能となります。

AT	http://pubserv.patentamt.at/PublicationServer/search.jsp?lg=de
EP	https://data.epo.org/publication-server
FI	http://patent.prh.fi/pubserver/index.html
GB	http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-find-publication.htm
MA	http://62.251.161.39/publication-server/search.jsp
PL	http://pubserv.uprp.pl/PublicationServer
RO	http://pub.osim.ro/publication-server
RS	http://89.216.38.53/rs-pubserver/search.jsp
SI	http://www3.uil-sipo.si/PublicationServer/index.jsp?lg=en

上の表は、既にオンライン上にあるEPOの公開技術を利用した公開サーバを紹介しています。

インド特許庁、先行技術調査を外部委託

インド特許庁は、特許出願の先行技術調査の一部を、Unit of Research and Development of Information Products (URDIP)に外部委託することを開始しました。URDIPは、Council of Scientific and Industrial Research (CSIR: 科学産業研究委員会)の一機関であるので、インドで最も出願件数が多い出

願人の一つであるCSIRに特許調査を外部委託したことは、インド特許社会に論争を巻き起こしました。

この件の詳細は、www.financialexpress.com/news/patent-office-outsources-authentication-searches-to-csir/749158/0 をご覧ください。

特許のお悩みありますか？

ポータルサイトのIntellogistsは、読者の気になる特許関連の問題を話し合う場所として「Gear Grinder」という名のブログを新たに開始しました。このブログでは、架空のキャラクターであるDanny Rooney氏が、悩みに明確に答えてくれています。

この詳細は、<http://intellogist.wordpress.com/> をご覧ください。

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: N. Clarke, H. Dreschers,
R. Feinaugle, C. Fleckinger,
V. Gray, G. Huber, P. Kallas (BASF),
C. Kallinger, C. Kammer, D. Lingua,
I. Munoz Ozores,
J. Schaaf, I. Schellner, D. Shalloe,
A. Storer, V. Veefkind, F. Versloot,
T. Yamazaki (JETRO)
デザイン: Atelier 59

Patent Information News
発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしもEPOの見解ではありません。
ESPACE と esp@cenet は登録商標です。
ISSN 1024-6673